

【更新研修について】

平成30年度末までにサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修を修了した方は全員受講の対象となります！（平成30年度末までに発行の「相談支援従事者初任者研修（講義部分のみ含む）」及び「サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修」の両方の修了証をお持ちの方が対象）

1回目の更新研修受講について

○平成31(2019)年4月1日から令和6(2024)年3月31日までの対象者：平成30年度末までにサービス管理責任者等研修を修了した者

○実務経験について：サービス管理責任者として現に従事しているものとみなす

※実際に、「現に従事している」かどうかは問わない。

○研修時間：6時間以上（1日間を予定）

○以後：5年ごとに更新研修の受講が必要

※平成30年度末までにサービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修を修了した者は、更新研修修了者とみなして、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として業務に従事することが可能（更新研修受講が免除になるわけではないので、平成31(2019)年4月1日から令和6(2024)年3月31日までの間に更新研修を受講する必要がある）。

※1日程度で実施する更新研修については、開催期間中1人1回の受講を限度とする。

2回目の更新研修受講について

○受講のタイミング：1回目の更新研修を受講した年度の翌年度から5年度ごとの末日までにサービス管理責任者等更新研修を再受講する必要がある（以後5年ごとに受講が必要）。

○実務経験について：以下に記載の研修対象者の内容を満たすもの

○研修時間：13時間以上（2日間程度）

※**更新研修対象者（サビ管）**（2回目の更新研修から）

ア サービス管理責任者実践研修を修了後、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者若しくは管理者として従事している者又は指定一般相談支援事業所若しくは指定特定相談支援事業所において相談支援専門員として従事している者で、指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの

イ 更新研修の受講開始日前5年間においてアの業務に通算して2年以上従事していた者で、指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの

※**更新研修対象者（児発管）**（2回目の更新研修から）

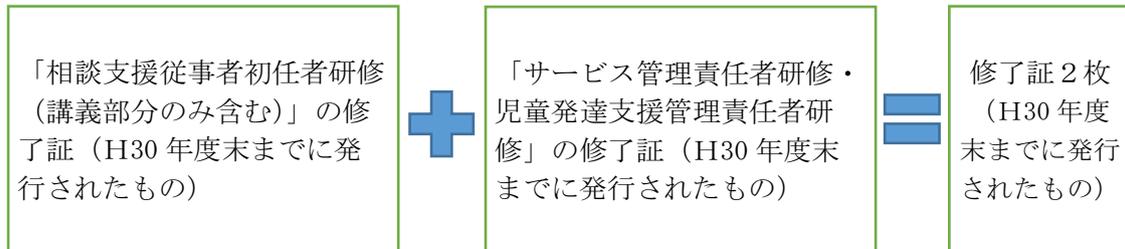
ア 児童発達支援管理責任者実践研修を修了後、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者若しくは管理者として従事している者又は指定障害児相談支援事業所において相談支援専門員として従事している者で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの

イ 更新研修の受講開始日前5年間においてアの業務に通算して2年以上従事していた者で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの

参考1

(1) 研修修了年度と次に受講する研修について

①更新研修の受講対象者…平成30年度末までのサービス管理責任者等研修を修了したものの（平成30年度末までに発行された相談支援従事者初任者研修（講義部分のみ含む）の修了証及び分野別研修（第1分野～第4分野、児童発達支援管理責任者研修（旧児童分野））の修了証をお持ちの方（平成30年度末までの研修修了を証明する書類（研修修了証明書）を含む）。



②更新研修ではなく、実践研修を受講する必要がある方…平成30年度末までに分野別研修は修了したが、何らかの事情で相談支援従事者初任者研修（講義部分のみ含む）を修了しておらず、令和元年度に相談支援従事者初任者研修（講義部分のみ含む）を修了した方等

例1

平成30年度末までにサービス管理責任者研修分野別研修は修了しているが、何らかの事情で「相談支援従事者初任者研修（講義部分のみ含む）」は未受講であり、令和元年度の「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」を修了した。

例2

平成30年度末までに相談支援従事者初任者研修（講義部分のみ含む）を修了したが、何らかの事情でサービス管理責任者研修分野別研修（児童発達支援管理責任者研修含む）が未受講であり、令和元年度の「サービス管理責任者等基礎研修」を修了した。

いずれもすべての研修を修了した時点で「基礎研修修了者」となるため、次に受講するのは「実践研修」となる。

(2) 平成30年度末までにサービス管理責任者等研修を修了しているものの扱い
上記の①に該当するものは、新カリキュラムにおける実践研修修了者とみなす。

(3) 更新研修カリキュラムについて

サービス管理責任者更新研修及び児童発達支援管理責任者更新研修は共通のカリキュラムで実施する予定。

(4) 研修実施者

当面の間、更新研修については愛知県が実施する（受講料の徴収は行わない予定）。

参考2

○令和元年度から令和5年度までの更新研修で優先的に受講決定される方（平成30年度末までにサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修を修了した者）

①令和元（2019）年度⇒平成18年度、19年度、20年度に研修を修了した者

②令和2（2020）年度⇒平成21年度、22年度、23年度に研修を修了した者

③令和3（2021）年度⇒平成24年度、25年度、26年度に研修を修了した者

④令和4（2022）年度⇒平成27年度、28年度、29年度に研修を修了した者

⑤令和5（2023）年度⇒平成30年度に研修を修了した者

上記のとおり研修を優先的に受講していただく方の研修修了年度の基準を設定し、受講していただきます。修了年度が複数ある方は、最も新しい年度の修了年度が基準となります。
＜研修受講の優先的取扱と配慮等＞

令和元年度の更新研修の場合

[優先]平成18年度、19年度、20年度に研修修了した方の申込と受講決定

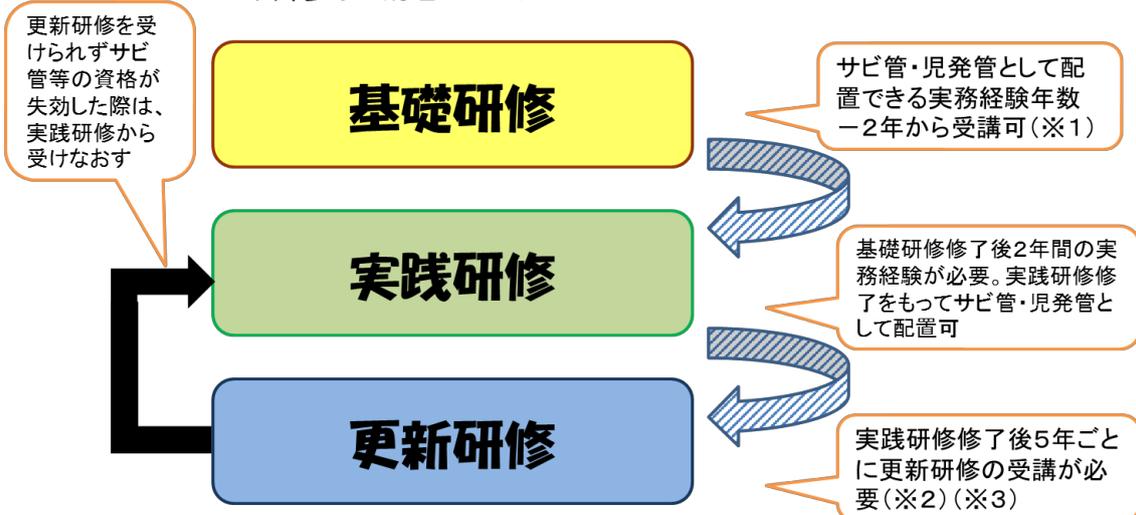
[配慮]平成18年度、19年度、20年度に研修修了した方が研修を申し込みされたが定員等により研修を受講できなかった場合、翌年度の研修受講を優先的に実施

[他]平成18～20年度に研修修了した方が令和元年度の更新研修を申し込みせず、令和2年度の更新研修を申し込んだ場合は、[優先][配慮]等の取扱いはありません（令和2年度の更新研修の優先受講決定年度の方以外と同一の扱いになり、その後の更新研修受講を保証できかねるので、優先的に受講決定できる年度の更新研修に確実に申込みようにしてください）。

なお、優先的に受講決定される方の受講決定した上で定員に空きがある場合は優先年度修了者以外も受講可としますので、基準年度以外の研修修了者からの申込も受付します。

○更新研修を受講しなければならない期日までに更新研修修了者とならなかった場合は、サービス管理責任者等の資格が失効してしまうのでご注意ください。

＜研修実施のイメージ＞



※1 令和3年(2021)度末までは実務経験年数を満たすものが基礎研修を修了した場合、サビ管・児発管として配置が可能【経過措置】

※2 実践研修を受講した翌年度を初年度として5年ごとに更新研修を受講する必要がある。

※3 H30年度までにサビ管・児発管研修を修了した者は、令和5年(2023)度末までに全員更新研修を受講する必要がある（更新研修受講前でも、共通カリキュラム修了者としてサビ管・児発管として業務を行うことは可能）。